

鳥取縣公報

昭和十五年九月二十七日
第千六百六十九號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

○鳥取縣告示第七百三十九號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル醬油ノ販賣價格並ニ醬油古樽ノ買受價格左ノ通指定ス

昭和十五年九月二十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 醬油販賣價格

(1) 濃口醬油及溜醬油

1 二 斗 樽 詰 (一樽當)

等級	製造業者	卸賣價格	小賣價格	備考
一 等 級	九、四二	一〇、〇〇	一〇、九〇	

鳥取縣公報 每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十五年九月廿七日 第千六百六十九號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

二 等級	八、〇六	八、六四	九、五四
三 等級	六、四六	七、〇四	七、九四
四 等級	四、六四	五、二二	六、一四

2 五升樽詰 (一樽當)

一 等級	二、三三	二、四七	二、七〇
二 等級	二、〇〇	二、一三	二、三六
三 等級	一、五九	一、七四	一、九六
四 等級	一、一四	一、二八	一、五一

3 三升樽詰 (一樽當)

一 等級	一、四三	一、五一	一、六五
二 等級	一、二三	一、三一	一、四四
三 等級	〇、九八	一、〇七	一、二二

四 等級	〇、七一	〇、八〇	〇、九三
------	------	------	------

4 二升樽詰 (一樽當)

一 等級	一、〇〇	一、〇六	一、一五
二 等級	〇、八七	〇、九二	一、〇一
三 等級	〇、七一	〇、七六	〇、八五
四 等級	〇、五二	〇、五八	〇、六七

(口) 淡口醬油 (白醬油ヲ含ム)

1 二斗樽詰 (一樽當)

一 等級	八、五二	九、〇八	一〇、〇〇
二 等級	七、一六	七、七二	八、六二
三 等級	五、五六	六、一二	七、〇四
四 等級	三、七四	四、三〇	五、二二

2 五升樽詰 (一樽當)

一 等 級	二、一〇	二、二五	二、四七
二 等 級	一、七六	一、九一	二、一三
三 等 級	一、三七	一、五一	一、七三
四 等 級	〇、九一	一、〇五	一、二八
3 三 升 樽 詰 (一樽當)			
一 等 級	一、二九	一、三八	一、五一
二 等 級	一、〇九	一、一七	一、三一
三 等 級	〇、八五	〇、九三	一、〇七
四 等 級	〇、五八	〇、六六	〇、八〇
4 二 升 樽 詰 (一樽當)			
一 等 級	〇、九一	〇、九七	一、〇六
二 等 級	〇、七七	〇、八三	〇、九二
三 等 級	〇、六二	〇、六七	〇、七六

四 等 級	〇、四三	〇、四九	〇、五八
-------	------	------	------

(ハ) 本表價格ハ本縣產ノモノ、價格ニシテ他道府縣產ノモノニ在リテハ本表價格ニ左ノ範圍内ノ額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

- 二 斗 樽 詰 一 箇ニ付 二 十 錢
- 五 升 樽 詰 同 五 錢
- 三 升 樽 詰 同 三 錢
- 二 升 樽 詰 同 二 錢
- 小賣量賣ノ場合一升ニ付 一 錢

(ニ) 製造業者販賣價格ハ製造業者所在市町村ニ於ケル買主ニ販賣スル場合ニ於テハ買主店先渡價格トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ買主最寄驛貨車乗渡又ハ之ニ準ズル場合ノ價格トス、但シ製造業者ガ卸賣業者ニ販賣スル場合ニシテ製造業者ガ小賣業者ノ店先迄直接配達スル場合ニ於テハ製造業者販賣價格ニ左ノ範圍内ノ額ヲ加算シ得ルモノトス

- 二 斗 樽 詰 一 箇ニ付 二 十 錢
- 五 升 樽 詰 同 五 錢
- 三 升 樽 詰 同 三 錢
- 二 升 樽 詰 同 二 錢
- 卸賣業者販賣價格ハ買主店先渡價格トス

(ホ) 製造業者ガ直接小賣業者ニ販賣スル場合ニ於テハ卸賣業者販賣價格直接小賣スル場合ニ於テハ小賣業者販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

(ト) 生産者ノ氏名、生産地等級及規格ヲ明記セザル醬油ハ三等級ノ價格ノ半額以下トス 但シ規格ヲ明示セザルモノト雖モ昭和十五年九月三十日迄ハ各等級ノ價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

(チ) 本表各等級ノ規格ハ昭和十五年八月商工省告示第四百五十一號ヲ以テ指定セラレタル醬油販賣價格ニ依ルモノトス

(リ) 本表價格ハ昭和十六年三月三十一日迄ノ價格トス

二 醬油樽買受價格(醬油ヲ消費者ニ販賣スル者ガ消費者ヨリ醬油樽ヲ買受タル場合ノ價格)

二斗詰空樽	一箇當	八十錢
五升詰空樽	同	二十錢
八立詰空樽	同	二十錢
三升詰空樽	同	十五錢
二升詰空樽	同	十五錢

◆鳥取縣告示第七百四十號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ西伯郡境町度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十五年九月二十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢査執行日期日	器物提出時限	檢査場所
自 昭和十五年十月十四日 至 昭和十五年十月十六日	自 午前九時 至 午後三時	境町特設度量衡檢査所

◆鳥取縣告示第七百四十一號
產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十五年九月二十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣米子市角盤町一丁目六番地

昭和十五年九月二日住所移轉ニ依リ產婆登錄名簿訂正方同月四日付願

出ニ對シ同月十三日訂正

角 田 定 子

◆鳥取縣告示第七百四十二號

左記墓地ハ今般都合ニ依リ廢止セラレタルニ付改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノ墳墓有之ヲ以テ有緣者ハ九月二十五日迄ニ管理者ニ申出ラレ度シ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬セラレベシ

昭和十五年九月二十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 墓地所在地 北海道宗谷郡宗谷村大字宗谷村字シリウス七七八番地
- 一 管理者 北海道宗谷郡宗谷村長

中 山 德 三 郎

報 叢

(一) 行 旅 死 亡 人

原籍住所 不明
 氏名職業 不明ナルモ行商人風
 年齢性別 推定年齢三十四、五歳ノ男
 死亡種別 轢 死
 死亡日時 昭和十五年八月十二日午後七時二十四分頃ト推定
 サル
 人相特徴 身長五尺三寸位、面長鼻高、眉濃ク頭髮五分刈、
 一見行商人風ニシテ身體極度ニ衰弱シ居リタル模樣ナリ
 服 裝 白地縞柄夏衣薄物、白シャツ、パナマ帽子、日和下
 駄、黒縮緬ノ帶ヲ締ム
 所持金品 青色湯袋ニ金九圓五十七錢在中ノドル入レ、都城
 市松之枝旅館印ノ扇ニ井ノ上ト記入シアルモノ在中セリ
 準人驛ヨリ鹿兒島驛迄ノ乗車切符
 取扱經過 昭和十五年八月十二日午後七時三十分頃日豊本線
 下り列車ガ龍ヶ水驛ニ到着シタル際乗客間ニ隧道内ニテ
 飛降りタル者アリト話ス者アリ同驛保線工夫等五人搜索
 ニ行キタルトゴロ午後八時十分頃龍ヶ水驛北方隧道内南
 側入口ヨリ九十二米ノ地點ニ於テ轢死體發見シタルモ引
 取人ナキニ依リ假埋葬ス 鹿 兒 島 市 長

(二)

一本 籍 不 明
 二 氏 年 齡 職 業 不 明
 一 本 籍 住 所 居 所 不 詳
 二 氏 名 年 齡 職 業 不 詳
 推 定 年 齡 三 十 二 、 三 歳 位
 三 戸 主 非 戸 主 ノ 別 不 詳
 四 親 族 故 舊 有 無 不 詳
 五 住 所 發 途 ノ 原 因 其 ノ 年 月 日 經 過 地 及 旅 行 中 生 活 ニ 關
 ス ル 狀 況 不 詳
 六 發 途 後 第 四 號 ニ 掲 グ ル 者 ト 通 信 又 ハ 往 復 ノ 狀 況 不 詳
 七 人 相 丈 五 尺 三 、 四 寸 面 長 キ 方 色 黒 キ 方 口 小 ナ ル 方
 髯 湖 キ 方 頭 髮 五 分 刈 體 格 瘦 セ タ ル 方 目 鼻 耳 並 手 足 並
 其 他 特 徵 向 フ 齒 (二) 金 入 齒 三 本 ア リ
 八 所 持 品 遺 留 品 浴 衣 縞 縞 帶 (薄 茶 色 ス ゴ キ)
 九 救 護 又 ハ 取 扱 フ 要 ス ル 理 由 引 取 人 不 明 ナ ル ニ 因 ル
 右 ハ 昭 和 十 五 年 七 月 十 五 日 午 前 九 時 頃 市 内 戸 町 三 丁 目 長 崎 水 産
 商 事 工 場 前 海 岸 ニ 溺 死 體 ト ナ リ 漂 着 シ 居 タ ル ヲ 以 テ 檢 死 ノ 上 假
 埋 葬 ニ 附 ス 長 崎 市 長 披

三 戸 主 非 戸 主 ノ 別 不 明
 四 親 族 故 舊 ノ 有 無 不 明
 五 住 所 發 途 ノ 原 因 其 ノ 年 月 日 經 過 地 及 旅 行 中 生 活 ニ 關 ス ル 狀
 況 不 明
 六 發 途 後 第 四 號 ニ 掲 グ ル 者 ト 通 信 及 往 復 ノ 狀 況 不 明
 七 人 相 額 丸 ク 丈 五 尺 二 寸 位 (推 定)
 八 所 持 品 遺 留 品 ナシ

右ハ昭和十五年七月十日午後十二時四十二分西彼杵郡寺島水道
 海上ニテ發見檢死ノ上假埋葬ニ附ス 西彼杵郡多良村長披

徵生前視力障害アリシモノノ如シ
 右ノ死體ハ六月二十三日午後五時三十分頃本村福免地先八十間
 位沖合漂流中ヲ發見檢死ノ上假埋葬ニ附ス 長崎縣北松浦郡志々伎村長披

(四)
 一 本 籍 住 所 居 所 不 詳
 二 氏 名 職 業 年 齡 不 明
 推 定 年 齡 五 十 歳 位 女
 三 戸 主 非 戸 主 ノ 別 不 詳
 四 親 族 故 舊 ナシ
 五 住 所 發 途 ノ 原 因 其 ノ 年 月 日 經 過 地 及 旅 行 中 生 活 ニ 關 ス ル 狀
 況 不 詳
 六 發 途 後 第 四 號 ニ 掲 グ ル 者 ト 通 信 又 ハ 往 復 ノ 狀 況 不 詳
 七 人 相 身 長 四 尺 九 寸 中 肉 面 長 キ 方 頭 髮 長 サ 一 尺 五 寸 (約) 一 ヲ
 月 前 ニ 白 髮 染 ヲ 使 用 シ タ ル 形 跡 ア リ
 八 所 持 品 遺 留 品 ナシ

(五)
 一 本 籍 住 所 身 分 氏 名 不 明
 一 年 齡 性 別 推 定 年 齡 六 十 歳 内 外 女
 一 發 見 日 昭 和 十 五 年 五 月 四 日 午 後 五 時 頃
 一 發 見 ノ 場 所 邑 久 郡 牛 窓 町 黃 島 西 海 岸 黃 島 岬 北 方 ノ 入 海
 一 人 相 特 徵 身 長 五 尺 一 寸 榮 養 中 等
 上 顎 齒 列 前 方 ハ 殆 ン ド 脫 落 シ 其 ノ 齒 根 ヲ 止 ム ル モ ノ 多
 ク 下 前 齒 右 門 齒 ニ 金 冠 一 本 ア リ 他 正 狀 齒 少 數
 一 着 衣 桃 色 ネ ル 腰 帶 白 木 綿 綿 入 袴 腹 巻 綿 入 袴 長 襦
 袢 (孔 雀 羽 模 樣 ノ 表 淺 黃 色 ノ 半 毛 斯 裏) 給 長 襦 袢 (鯉 ノ
 模 樣 入 リ 短 冊 櫻 川 芦 狩 ト 點 々 字 ヲ 織 リ 込 メ ル モ ノ 裏 ハ
 白 木 綿) ヲ 重 ネ 上 ニ 給 着 物 (縞 縞 瓦 斯 鉞 仙 ノ 表 淺 黃 金
 中 ノ 裏) ニ 鼠 色 無 地 縞 柄 ノ 帶 ヲ 結 ビ 黒 セ ル 地 ノ 上 張 リ
 ヲ 着 シ 白 足 袋 (九 文) ヲ 穿 ヲ
 右 五 月 四 日 本 町 守 黃 島 海 岸 ニ 漂 着 セ ル ヲ 發 見 行 政 檢 死 ノ 上 假 埋
 葬 ニ 附 ス 岡 山 縣 邑 久 郡 牛 窓 町 長

00271

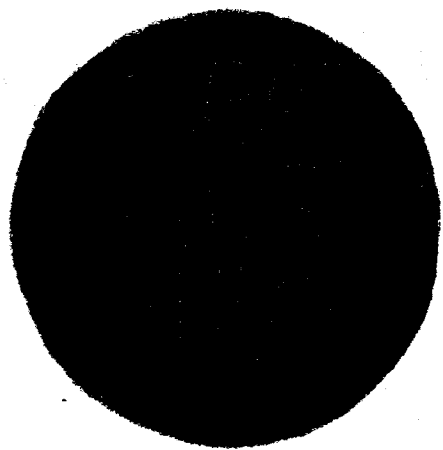
正 誤

昭和十五年九月鳥取縣公報號外鳥取縣告示第六百九十三號中左ノ通正誤ス

二	頁	行	正	誤
		一四	同	三〇

彙 報 第七十三號

事 變 特 報

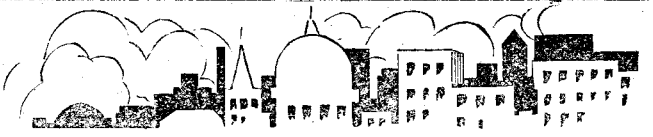


舉國一致
 盡忠報國
 堅忍持久

次 目

- 一 國勢調査用「職名表」の見方……………(統計課)一三頁
- 一 国民生活の新體制 享樂部面、(一)……………(時局課)一七頁
- 一 青年の體力章檢定に鑑みて……………(學務課)二二頁
- 一 農林省發表の本年麥類の
實收高と本縣の麥實收高……………(統計課)二六頁
- 一 空襲と毒ガス……………(衛生課)二八頁
- 一 本年の夏秋蠶豫想掃立數量……………(統計課)三三頁
- 一 飼料肥料不足と草刈大會……………(農産課)三四頁
- 一 第八次依吉密開拓團員募集……………(社會課)三八頁
- 一 保育紙芝居特別頒布……………(社會教育課)三九頁
- 一 文部省推薦圖書紹介……………(同)四〇頁

米 節 て 庭 家 産 増 で 畑 田



國勢調査用

「職名表」の見方

來る十月一日午前零時現在を以て全國一齊に實施される國勢調査については、本報第六十九號(八月三十日發行)に松澤本縣國勢調査部長から詳しく説明せられてゐるが、特に「職名」の記入方については調査上要求されてゐるところとよく合致せしめる爲に、各世帯毎に「申告書」と共に「職名表」が調査員から配布せられる。こゝにその職名表の見方について記して置くから充分研究して、誤りのないやう申告せられたい。

職名表の中から自分の該當職名を見出す爲には、先づその職名が表のどの邊にあるかを見定めることが先決問題である。その手引としては

表の大分類項目と中分類項目とが如何なる順序で排列されてゐるか、又それらの項目は如何なる意味を持つてゐるかを知らぬのが近道である。

一 四百三十九の分類項目は先づ五つの大分類項目によつて大分されてゐる。表にイ、ロ、ハ又は一、二、三の如き見出番號が附いてゐないで、太字で印刷されてある「經營者、事務者」「技術者」等がそれである。これを理解し易く排列すると次の如くなる。

- 經營者、事務者
- 技術者
- 作業者
- 公務者、自由職業者、其ノ他ノ職業者
- 無職業者

この排列は、一見してわかるやうに、事業の内部組織の系統、順序に従ふのを本筋としてゐる即ち「經營者」から「作業者」までは、大體相當規模の工場、商店等の人的組織をその儘移した形をとり、その後、に事業經營との關係の比較的緩かなものとして「公務者」「自由職業者」及

びそれら以外のものとして「其ノ他ノ職業者」「無職業者」が續くといふ順序になつてゐる。従つて先づ相當規模の會社、工場、商店、其の他の事業に働いてゐる人は、自分がその事業にあつて經營管理を本務としてゐれば「經營者」庶務課、營業部等で事務を執つてゐれば「事務者」工務課、設計係等で技術家としての仕事をしてゐれば「技術者」工場、倉庫、賣場等で實際に作業してゐれば「作業者」といふ風に考へて、自分の該當職名は以上の各項目の下にあると一應の見當をつけるのである。併し事業組織が單純で單獨で事業を營んでゐる場合などでも自分の仕事の性質が以上の排列順序のどの部分に當るかを考へて「經營者」「事務者」「技術者」「作業者」の夫々の下に自己の該當職名を求めらるのである。

この場合「經營者」「技術者」等各大分類項目の意味と内容を吟味せねばならぬことは云ふまでもない。例へば「經營者」は通俗に云ふ經營者とは少々意味を異にし、事業經營のみに專

念し特に定まつた事務、技術、作業の如きをしてない者であり、「技術者」といふのは、一般に技師、技手と呼ばれる者の範圍と必ずしも一致せず、では、物理學、化學、農學、工學、醫學等自然科学を實地に應用したり、研究したりする人を指すのであり、又「作業者」とは勞務者や職工の事ばかりを云ふのではなくて、農耕、製造加工、配給等の實際に仕事に當つてゐる人も指稱するのである。

官公署の勤務者、自由職業者は、通常の場合事業經營の構成員ではないが、會社の中に設けられた青年學校の教員、織布染色工場の圖案家等の如く、この項目の下にも時に事業の内部にある者もある。

又官公署の勤務者でも官吏、公吏たるの身分を有する者以外は、仕事の性質により「事務者」「技術者」「作業者」等に入るのであり、殊に官公署の技師、技手が實際の生産や試験、實驗、検査に従事する場合は、官吏、公吏たる場合でも「技術者」の項に含まれることは注意を要する

二 以上により大分類項目を目安として自己の該當職名の一應の位置を知り得たのであるが、中分類項目によつて更に一步それに接近することが出来る。職名表のイ、ロ、ハ附の項目が中分類であつて四十五ある。特に中分類が職名檢出の助けになるのは「技術者」と「作業者」の部に付てである。

「技術者」の部は三つに大別される。實際の生産に従事する技術者としての「ハ 農、林、水産技術者」「ニ 鑛、工技術者」「ホ 交通、通信技術者」自然科学に基く技術を實地に應用してゐる技術者としての「ヘ 醫師、藥劑師」「ト 氣象技術者、氣象手」「自然科學的技術を研究、試験、検査してゐる技術者としての「チ 理科學研究員」これである。

「作業者」の中分類項目は産業名を冠し、大體に於て農、工、商といふやうに物を自然界から獲得する産業、それに加工し製造する産業、配給する産業の如き順序を追つて排列されてゐる 農業、林業、畜産業 (リ)

水産業 (ヌ)
鑛業 (ル)
工業

製鍊業 (ヲ)

金屬工業 (ワ、カ)

機械器具工業 (ワ、ヨ、タ)

化學工業 (レ)

窯業、土石加工業 (ソ)

紡績工業、被服工業 (ツ、ネ)

印刷工業、紙工業 (ナ)

皮革、骨、羽毛品工業 (ラ)

木、竹、草、藁工業 (ム)

飲食料品工業 (ウ)

其ノ他ノ製造工業 (キ)

土木建築業 (ワ、ノ)

電氣業 (オ)

交通業 (マ、ケ)

商業 (コ)

サービス (用役) 業 (フ、エ、テ)

茲で注意すべきことは、中分類項目名に産業名

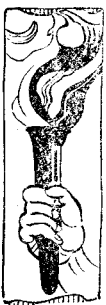
が冠されてゐる爲、その産業に従事する作業者は全部その中分類の中のどの項目かに含まれてしまふのではないかといふ疑問の起ることである。例へば中分類「レ 化學製品」ノ製造作業者」の項下の小分類「二四三 其ノ他ノ化學製品ノ製造作業者」には「一八六 硫酸工」から「二四二 アルミナ製造工」までに含まれない化學工業作業者ならば「運搬夫でも、鳶職でも、起重機・コンベヤの運轉工でも皆含まれるのではないかといふ問題である。中分項目名は前述の如く職名検出の便宜の爲に掲げたものであるからその項目の下に同一産業の作業者の全部が含まれるのではなく、その項目の下にはその産業に本來固有の作業者のみが屬するのである。従つて各産業に共通の職種は特に取出して別項目としてある。その最も顯著なものは

- 「ク 繪附、塗裝、メツキ作業者」
- 「ヤ 實驗、試験、検査作業者」
- 「ア 其ノ他ノ作業者」

特に大規模な經營に共通なものとしては

- 「ノ 土木建築作業者」
 - 「オ 電氣ニ關スル作業者」
 - 「マ 運輸、運搬作業者」
 - 「ケ 通信作業者」
- 例へば大規模の製鐵業、化學工場に於ては、「八〇 製銃工」「一九〇 ツーダ工」等本來の仕事をする人々の他に設備修補の爲に「三五二 鳶職」「三四七 煉瓦積工、築爐工」「三五一 線路工夫、保線夫」等が居り、電氣設備操作の爲に「三五五 發變電工」「三五七 其ノ他ノ電工」が居り、原料、製品運搬の爲に「三七二 機關士」「三七四 自動車運轉手」「三七六 操車手、連結手、轉轍手、信號手踏切手」「三七七 船舶運轉士」「三七八 船舶機關士」「三七九 舵手、水夫」等が居る如きこれである。「技術者」「作業者」以外の部に於ける中分類項目の排列意味等に付ては、左程複雑なものではないから特に茲に取上げる迄もなからう。
- 要するに職名検出の方法としては、先づ第一に大分類項目により大まかに該當職名の在り場

所を考へ、次にその大分類の中分類によつて凡その位置を見定め、更にその中分類の中の小分類項目の中から該當職名を見出すのであるがこれによつても尙該當職名が見出し得ない時は直ちにその中分類中の「其ノ他ノ、、、」なる項目に編入せず、前述せる共通中分類項目の中を探すといふ手續を取らねばならないのである。それによつても目的を達し得ない場合には表の全面に目を通さねばならない。



國民生活の新體制 一

◆享樂部面

△東亞新秩序建設と生活の新體制

新日本への舉國的發足、新體制への巨歩は八月二十八日新体制準備會の第一回の會合によつ

て力強く踏み出され、近衛總理大臣以下全閣僚及び委員幹事參集の下に、劈頭、總理大臣の聲明朗讀に次いも議事に入り、委員の我等は大御心を奉戴し、一切の私心を去り、過去に泥ます個々の立場に捉はれず、協心戮力以て新体制確立のため全力を盡さんことを誓ふ。

この誓詞があつて、爾後度々會合してその具體的組成に努められてゐますことは各位の熟知せられるところでありませう。近衛總理大臣聲明の劈頭に

今やわが國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつつある。この秋に當り世界情勢に即應しつゝ、能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が發生するとも独自の立場に於て迅速果敢且つ有效適切にこれに對處し得るやう、高度國防國家

の体制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內体制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新体制確立の要請があるのである。

と述べて居られるのでありまして、今やわが國がよく斯くの如き強力なる新体制を確立し得るか否かは、正に我が國運興隆の成否を決するものといはねばならぬのであります。しかしてこの新体制確立の基底となるべきものは、實に國民が強力を集結して、一億同胞一体となつて大政翼賛の臣道を完うするものでなければ、その目的を達成することは出来ないものであります。この國民一体となつての國家總力による新体制を樹立して、大政翼賛の臣道を果します爲には當局の適當なる指導もさることながら、その根本となるべきものは國民の自覺によるところの即ち國民の間から自發的に盛り上つて來るところの國民運動でなければならぬのであります。従つてこの新体制につきましては、その部面

としても政治上の新体制、經濟上の新体制、教育、文化等の新体制等いろいろの方面があるのであります。その根柢となるべきものは實に吾々國民の日常生活上の新体制でなくてはなりません。吾々はその日々の生活体制に於て、この我が國未曾有といふべき新秩序建設の大業の線に沿つて、一大轉換をしなければならぬのであります。

△享樂面の新体制

日常生活の新体制と云つてもその範圍は非常に廣汎であります。まづ現下の我が國として吾々の生活をもつと緊肅しなければならぬ。云ひかへればもつと享樂部面に對して新体制をささなければならぬのであります。

政府ではさきに「奢侈品等製造販賣制限規則」を制定して物資や勞力の不要不急方面への使用を制限禁止されたのであります。國民各階層の生活の現状は、まだ戦時にふさはしくないものが多數存在するので、右の制限規則と歩調を合せて是等を彈壓し、これを引締めるために

「奢侈生活抑制方策要項」を決定し、尙必要に應じては法規をも整備して全國一齊に、また強力に戦時國民生活の緊張を期することとなり、本縣でもこれに伴つて「風俗營業其他の取締強化」を實施せられるに至つて居ります。(本報第七十一號参照)

事變以來この享樂部面の生活の取締については、昭和十三年の六月に、都會方面や殷賑産業方面に目立つて風紀關係の現象が極端になつて來る風があり、それに一般的にも奢侈享樂を抑へる必要を認められて取締の方策がとられました。それから本年の三月に、酒の造石制限に伴つて酒の消費を抑制すると共に、奢侈享樂抑制の取締りが強化されました。即ち今回の取締強化は第三回目であつて、一層進んで國民生活から奢侈享樂的な部面を追ひのけ一面風俗を刷新し又物の節約とか物價の引締め等の意味も加はつて、營業時間の制限、映画館や劇場遊技場等や料理屋カフェー等の取締り強化及び自動車等の享樂部面への制限が行はれることになつたの

であります。

△享樂部面と人的資源

次に享樂部面と人的資源の問題ありますが、今やあらゆる方面に人が入用な時期でありまして、このやうな時にカフェーや料理屋などと云つた享樂方面に従業する人がたくさんあると云ふことは、何といつても時節から不合理なことです。

大体の數字で考へて見ますと、いま銃後の産業で働き得るいはゆる産業年齢を十五歳から五十九歳までと假定すると、その數は一年間に約六十萬位増加があると推定されますが、それに對して本年の勞務動員計畫では軍需産業、生産力擴充産業、輸出振興産業及び生活必需産業のために必要な人員、及び現に働いてゐる人でいろ／＼な事情で減少する人員を合せて約百十五萬人を要するとされて居ります。(本報第六十六號「今年の勞務動員計畫」参照)従つて産業人として殖えて來る人間だけではとても足らぬといふことになるのであります。これが補充方

針としては、一、小中學校等を卒業する人による補充、二、未職業者の就職、三、農業方面よりの應援、四、朝鮮等よりの補充、五、不急産業及び勞務節減可能な業務の抑制による補充等が考へられてゐるのでありまして、これが爲には國家總動員法に基づいて、學校卒業者使用制限令、従業者雇入制限令、少年雇入制限令、國民職業能力申告令、國民徵用令等が制定せられてゐます。

そこで享樂方面に働いて居る婦人等につきましても、男子だけで足らない、そして女子で出来る方面に對しては極力協力して貰はねばならぬのであります。今次の歐洲戰勃發後の諸國を見て婦人の銃後に於ける活躍には目ざましいものがあることは周知の通りでありまして、婦人には婦人としての家庭的な大切なるつとめもありますが、苟くも働く婦人ならば、凡そ今日の時勢に適はしからぬ業務から去つて、大いに必要産業方面に進出して貰はねばならぬのであります。かう云ふわけから前に云つた青少年雇入

制限令に於ても、戰時不適の業務に女子を雇入れることを制限されてゐるのであります。

今女子を雇入れることを制限されてゐる業務について申しますと、割烹店業、飲食店業、酒場業、カフェー業、喫茶店業、ミルクホール等の料理店業、貸座敷業、待合茶屋業、芝居茶屋業、遊船宿業等の貸席業、それから撞球、麻雀ゴルフ、射的等の遊技場業、舞踏場等の娯樂場業、劇場映画館等の興行場業、及び藝妓酌婦その他之に類するものであります。(本報第四十五號「青少年雇入制限令」参照) これ等の業務に働いて居る女子は全國で二十萬人程あるのですが、今後はこれ等の業務に十二歳以上二十歳未満の女子を新たに雇入れることは、原則として禁止されてゐるのであります。

國民徵用令は國の行ふ總動員業務に限られ、又年齢十六年以上五十年未満の男子で、國民職業能力申告令に定められた所定の要申告者に限られて居るのでありますが、將來必要に應じてはその範圍も擴張せられ、或は女子にも及ぶこ

とになるではないかと考へられます。しかしかかる強權の發動に待たずとも、今日のやうな事態に對處しては舉國の民がその資質知能に應じ最大の能力を發揮して御國の爲に働くといふ氣構へを持たねばならぬのでありまして、男子と云はず女子と云はず、何處にも安閑と遊んでゐる者がないと云ふやうにならなければならぬのであります。

けれども凡そ人をかり出して來ましても、人數だけ揃つただけでは所期の實績は擧がらないわけであるから、各人が職分に應じて眞剣に御國の爲に働くといふ心構へで、進んで勤勞することが何より肝要なのであつて、生活の新体制の趣旨もこゝにあるわけでありませう。

× × ×

青年の體力章 檢定に鑑みて



國家が國民に要求する一定の體力標準とも稱すべきものを表示し、之に合格した者にはその體力を認定してこれに體力章を授與する。言ひ換へれば唯漫然と運動を奨勵するのではなく、具體的な目標と内容を明示し、之に向つて青少年の體力を鍊成し、體力水準を高めやうとする。この方法は見方によれば我が國体育運動の劃期的施設と云ふべきものである。

實施對照は數へ年十五歳から二十五歳までの徴兵適齡者を中心とした男子青年層で、これを市區町村、學校其の他の團體に於てそれ／＼實施された。そしてその結果成績は各道府縣に於て取纏められ、大學、高等専門學校の分は文部

省に於て一括し、合格者に對する体力章下附手續と共にそれらの成績が厚生省に報告されたのであつて、厚生省ではこれ等の材料を基礎に各級合格者の總計や、該當年齡者と受檢者の割合や、受檢者と合格者の割合、或は年齢層と合格率の關係や、或は府縣別の成績比較等、國民体力の一斑ともなるべき貴重な資料を取纏められてゐるのであるが、これ等の統計は、十五歳から二十五歳迄の男子青年層と云へば國防力、生産能力等に至大の關係をもつものであつて、これ等青年層の健康状態乃至は運動能力が比較的はつきり表れてゐるものであつて、國力に深い關係を持つ調査である。

從つてこの具体的な發表はさし控へることになつてゐる爲、こゝには單にその實施成績の概括的なものを發表するに止め、將來引續き体力章檢定を實施する上に殘されてゐると思はれる主なる問題をとり上げて參考に資することとする。

(一) 受檢者數

昨年は準備が多少遅れたためや、氣候の關係もあつて受檢者が比較的少なかつた。それにこの季節には体育的行事が多く、又云ふまでもなく事變の關係もあるのだが、これらのことを考慮に入れて考へると受檢者數の成績は可成り良好だつたと云へやう。

その中特に學校關係の受檢率の高いのは教練科の協力を得た點もあらうが、中等學校に於ては約八十五%までが受檢してゐる。指定會場として認められた工場會社等の従業員も可成りの成績で、特に岐阜、福島、兵庫、石川、大阪等では相當多數の受檢率となつてゐる。縣全体の成績を観ると、振はなかつた縣でも該當年齡者の約三割となつてゐる。

(二) 合格比率

これは種目と標準の難易が基礎になるが、大體の豫想は初級、中級、上級を含めて約三割乃至四割と見込まれてゐたのであるけれども、實施の結果は殆ど之に近い成績があがつてゐる。最も成績の優秀なものは師範學校で約六割一

七割の合格率を示し、これについて大學、高等専門學校は約三、四割、中等學校は約三割位で市町村會場は一割五分から二割位のところが一番多く、指定會場たる工場會社等の合格率は大體二割五分位のところである。

勿論この合格率は、該當年齡者の殆ど全部義務的に受檢させた學校等と、單に有志や希望者のみによつて行はれた檢定会とは非常に條件が異つて來るから一概には比較對照出來ぬが、兎に角一應はさうした結果を示してゐる。

(三) 年齢別に見た合格率

合格率を年齢層によつて觀察すると、成績の優秀な者は何と云つても二十歳、二十一歳の者である。十五歳から十六歳、十七歳と年齢の進むにつれ、發育と併行してその合格率の高まることは當然である。然るに二十一歳を最高にして二十二歳から二十五歳までの間が比較的よくないのは、事變下優秀体力者が受檢に携はらなかつた結果と推斷できる。

年齢を合格級別に觀る時、最も困難とされて

ゐる上級合格者は、十九、二十、二十一歳の年齢者によつて大部分が占められてゐる。

中級になれば十七歳頃からも可成合格してゐる。初級になると十五歳の年齢に於て約一萬六七千人の合格があるが、中級になると約五百、上級になると二十名と云ふやうに激減してゐること、で十五歳と十六歳の間に合格率から見て非常な差のあることが特に眼につく。体力的にと云ふが、發育上から見て著しき開きのあることを證明することになる。更に又十七、八歳と二十、二十一歳との間にも上級、中級の合格比率を見るに、こゝにも更に大きい体力的な段階のあることが判然と表はれてゐる。

十五歳のものが、此の標準に於て實施する場合幾分無理があると云ふ點については、計畫の當初に於て相當議論せられた問題であるが、青年學校、青年團等の制度の上からも考慮せられた點もあらう。

とにかく實施上十分の注意をはらひ、絶対に無理をしてはならぬといふことを痛感する。而

して本當に何處の點から鍛鍊しても完くこれに堪え得る、圓滿にして強力なる体力を持つと云ふ年齢は、どうしても十八、九歳以上の者でなくてはならぬと云ふやうな事も、この結果が明らかに物語つてゐる。

(四) 種目の標準と其の妥當性

實施した結果を見るに困難種目として一般には二千米、手榴彈、重量運搬があげられる。走幅跳は中程度で、懸垂と百米が最も容易な種目であると考えられてゐる。東京帝大で百八十名に實施した成績によると、不合格になつた直接原因を示す種目を入數の上から見て、百米五名、走幅跳三名、懸垂七名、手榴彈十六名、運搬十七名、二千米三十七名と云ふ數字を示し、二千米が受檢者の鬼門であつたとされてゐる。しかし熊本師範學校生徒三百五十六人について、その成績は不合格者、百米五名、二千米九名、懸垂と走幅跳が各十一名、運搬が二十八名、手榴彈七十三名となつてゐて、手榴彈が最も困難な種目と云ふことになつてゐる。又山梨縣の鏡中條

と云ふ片田舎の青年學校(特に体育の盛な學校)の成績では、年齢十五歳のものに於ても二千米は殆ど九十五%まで合格と云ふ成績をあげてゐる。

職業により又都會と地方により、生活環境から自然に運動能力が支配されることも明らかであると共に、更に日頃の修練の如何と云ふ事が大きい問題となつてくる、そこに体育運動の重要性と價值性があるわけである。併し何れにしても二千米、運搬、手榴彈の三種目は困難でその中でも特に手榴彈が鬼門であつたやうである。

種目標準について、強さ加減が六種一定してゐないと云ふ意見を實施者からよくきくが、二千米、手榴彈、運搬については、時局下國防的見地から創案されたものであることをよく考へねばならぬ。

(五) 練習期間と指導

昨年は發表の時期が實施期に切迫してゐたことと、物資統制の關係上用具の揃はなかつたた

めに準備練習どころか檢定會も漸く間に合つた位で、受檢者が初めて手榴彈を握つたり六〇斤の俵を擔いで見たりすると云ふ有様であつたが云ふまでもなく体力章檢定は單なる検査でなく獎勵の手段である以上、不斷の練習とそれが生活化されて行く所まで持つて行かねばならぬ。是非充分の練習機關と適當なる指導が必要である。それが爲には成るべく早めに一切の計畫を樹て、檢定員等を中心とした指導者の講習等を開催し、要項なり規定なりを充分徹底させる等種々の準備が必要であらう。

又檢定員は公平無私で嚴正で、毅然たるものでなくてはならぬが、しかし徒らに監督や監視が主になり、命令的強制的立場であつては体力章檢定の目的から凡そ遠ざかつたものとなる。飽くまで親切で指導的、なくてはならぬ。寧ろ受檢者の自發的、自治的空氣を誘導することが望ましい。

(六) 崇高なる國民の義務にまで

第一回の体力章檢定の實施は、我が國男子青

年層の体力の埋藏量と云ふか、青年体力の總和と云ふものが、或る程度まで明確にされ、体力章を胸間に佩用する合格者が全國幾十萬か生れた。此處に強力なる第二軍の編隊の基礎が出来たものであると云へる。今後全國各市町村に於て、一層その練習と實施を徹底させて、潑刺たる青年の体育活動を向上させ、之等の体力章佩用者による一丸的の組織と活動を誘導する機運にまで導き度いものである。

かくて体育的行事には勿論何處の職場にも、進んでは聖戰の第一線にも北滿の荒野にも、雄々しく奮闘する同胞青年の胸間に、やがてこの体力章が輝いてこそ青年の魂を揺り動かすシンボルとならう。青少年がこの標準に到達せんとする熱意と努力とは、進んでは報國臣民の崇高なる義務觀念にまで結びつく所に一層の効果があらわけである。



農林省發表の本年麥類の 實收高と本縣の麥實收高

農林省では本年麥類の實收高調査第一次三府三十五縣分(北海道、東北六縣、新潟、長野を除く)を去る七日發表せられたが、それに依ると大麥六百二十二萬二千五百八十九石、稈麥六百一十一萬九千四百六十六石、小麥一千九百九十二萬四千八十九石で、前年の實收高に較べると大麥は二分九厘、稈麥は七分二厘の共に減收となつてゐるが、小麥は八分九厘を増加し之に未發表の北海道、東北六縣、新潟、長野の豫想收穫高百十七萬四千石を加へると優に千三百九萬八千石となり、本年度の増産目標千三百萬石を遙かに超へるのみならず未曾有の大記録を實現してゐる。

て豫想收穫高に比し大麥八分一厘、稈麥二分、小麥八分六厘の何れも増加となつてゐる。而して本縣に於ける本年の麥作付段別及び其の前年との比較を記せば次の如く

本年作付段別 前年作付段別に比し

大麥 三、四六町三段 七二町四段(三分一厘)増
 稈麥 三、七四町六段 二四三町八段(六分三厘)減
 小麥 三、九九町二段 九一七町五段 (三割九分八厘)増

燕麥 四町三段 一町六段(五割九分三厘)増

となり、本年の實收高は

大麥 五四、三五四石
 稈麥 五一、三四六石
 小麥 六二、三九一石
 燕麥 七八石

であつた。之を前年の實收高に較べると

大麥 二、九四三石(五分一厘)減
 稈麥 九、二三三石(一割五分二厘)減
 小麥 一三、四一〇石(二割七分四厘)増
 燕麥 三九石(十割)増

となり、更に之を前五ヶ年の平均實收高に比すれば

大麥 一〇、六九六石(二割四分五厘)増
 稈麥 二、九五三石(五分四厘)減
 小麥 三〇、一八二石(九割三分七厘)増
 燕麥 四七石(十五割一分六厘)増

以上の如く本年の麥作付段別は増産獎勵に依り前年の作付段別に較べて大麥二分一厘を増加し、稈麥は六分二厘を減少してゐるが、小麥は二割九分八厘、燕麥は五割九分三厘を各増加してゐる。

而して本年の麥作は播種以來氣候概ね適順であつて、雪害等も比較的少く病虫害亦僅少であつたが、勞力及び施肥の不足等に依つて、收穫高は前年に較べ大麥五分一厘、稈麥一割五分二厘の各減少を見た。併し小麥は二割七分四厘、燕麥は十割を各増加してゐる。

尙ほ價格は前年より昂騰してゐるため二割三分の増加であつた。

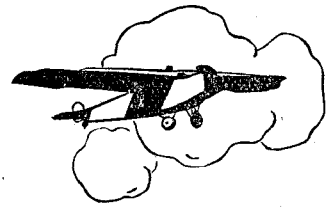
之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	種類	作付段別	實收高	増減(△印減)	
				前年作付段別	前年實收高
總數	大麥	三、四六八、三五五石	七四、四〇三	△	二、九四三
	稈麥	三、七四一、六五三	四三、三八三	△	九、二三三
	小麥	三、九九九、二六三	九一七、五〇一	△	一三、四一〇
鳥取市	大麥	三三、〇〇〇	五九四	△	三、四〇〇
	稈麥	一、六五八、二四八	七〇	△	一、六三三
	小麥	四八、六〇〇	七〇〇	△	一、二〇〇
米子市	大麥	一八、二〇〇	二、一八八	△	四三、一一〇
	稈麥	一七、二〇〇	二、四八一	△	一、八八四
	小麥	二六、九〇〇	四、三三三	△	一、二六三
岩美郡	大麥	二四、九〇〇	四、〇九三	△	一、一三三
	稈麥	三三、二〇〇	五、八〇八	△	一、三八三
	小麥	二二、五〇〇	一、七三三	△	四、四六六
八頭郡	大麥	二五、〇〇〇	三、八九七	△	二、七三三
	稈麥	一、〇五〇、〇〇〇	四、一〇三	△	一、四三七
	小麥	二四、四〇〇	三、三三三	△	六、三九九
氣高郡	大麥	五、五三三	八、四三三	△	三、九〇〇
	稈麥	七、四四四	九、九四四	△	七、四三三
	小麥	二、五五五	三、五五五	△	五、六七七

東伯郡		西伯郡		日野郡	
大麥	小麥	大麥	小麥	大麥	小麥
一、四三、八二七、六四九△	一、三三、四一〇、六八五△	八三三、三三三、三三三△	一、六〇三、五五五、六七九△	三三三、〇〇〇、四一六△	三三三、〇〇〇、四一六△
五、四六六、九三六△	三、四一〇、六八五△	六六六、九九二、七三三△	三、一五五、五五五、六六六△	二二二、二二二、二二二△	二二二、二二二、二二二△
二、四四六、四四四△	三、三三三、三三三△	二四八、二四八、二四八△	三、三三三、三三三、三三三△	一、七二二、七二二、七二二△	一、七二二、七二二、七二二△
五、三三三、三三三△	三、三三三、三三三△	一、四六六、四六六△	三、三三三、三三三、三三三△	三、三三三、三三三、三三三△	三、三三三、三三三、三三三△
五、三三三、三三三△	三、三三三、三三三△	一、四六六、四六六△	三、三三三、三三三、三三三△	三、三三三、三三三、三三三△	三、三三三、三三三、三三三△

× × ×

素すな統制
抑へよ物價



空襲と毒ガス

◇空襲と日本

近時に於ける飛行機の發達は驚くべきものであつて、戦争は從來のやうに限られた一部の戦闘員ばかりでする戦争ではなくなつた。實に國民全體が皆戦線に参加するものである。「銃後の國民」と云ふけれど、銃こそ持たぬ吾々は皆銃を持たぬ戦闘員である。

今、我が國は勇敢なる皇軍の奮戦によつて未だ一回の敵の空襲をも受けることなく、實を云ふと餘りに戦の惨苦から離れてゐる敗戦の經驗を持たぬ日本人は、一体に戦争に關する認識薄弱であると云はれるのもさこそさうなづかれる

今回フランスが餘りにもあつてなく惨敗をしてドイツ軍の勇敢さに盟邦としての快感を催してゐるけれども、一面フランス軍の敗北の背後には國民の平素に於ける油断、緊張した國民精神の不足を痛感されるものが頗る多い。返す／＼も必ずべきは未だ陰雨せざるに牖戸を網繆する細心な準備である。然るに陰雨は既に近く迫つてゐる。

支那に於ける事變の状況は常に皇軍の大捷に依つて、勝ち戦に勝ち戦を重ねてゐるが、その支那大陸の占據地に於ける兵匪でも百萬に近く鐵道沿線の守備に當る皇軍の勞苦も無かしと察せられるのに、蔣軍と共產軍の抗戦も尙容易ならぬものがあり、加之歐洲戦争に伴ふ蘭印、英印の問題もこれからどう變化するかわからない又眼を歐米の空に轉ずると、歐洲戦亂は今やヨーロッパの秩序變更から世界秩序の大建設にまで移行しようとする傾向すら見へ、他面ソ聯の野心は何時までドイツと協調を續け得るかも豫斷され難い状況にあるを思へば日本も支那以外

に何時強敵に直面せねばならぬかわからない。今回のドイツの優勝が、前大戰後二十餘年の臥薪嘗膽によるものであることを思ふとき、吾々日本國民の精神緊張はもつと強靱でありねばりづよくなければならぬことを感ずるのである。

聖戰茲に滿三年、而して郷里に歸還する名譽の勇士の數々を迎へると共に、多數の郷土人中には、時に何時とはなしに戦に對する關心と敵愾心が、不知不識の間に弛緩しつゝあるではないかと感ぜられる點も散見されることは眞に警戒すべきことと謂はねばならぬ。

今は空襲を中心として語らうとするのであるが、一度びこの狭少な日本の土地が敵の空襲下に曝されるとしたら果してどんなであらうか。もとより我が陸海の空軍はこの郷國を敵の空襲下に曝されない爲に、あらゆる準備を整へて畫策を練つてゐる。しかしソ聯のウラヂオストツクからも南洋の島々からも、優勢なる敵の空襲を受ける可能性は充分存在するのである。我が

空軍が遠く重慶や蘭洲の長途爆撃を行つて偉大な効果を擧げてゐるといふことは、どうかすれば我が國も敵の空襲を受ける可能性が多分にあるといふことを示してゐるのだ。

今事變で陸の荒鷲として勇名を轟かせた鹽田部隊の水崎部隊長が保定爆撃の跡を視察して、自分ながらその成績の物凄さに驚き、「木造建築ばかりの日本は今後大いに考へねばならぬ」としみじみ語られた一事を以つてしても其の慘害の恐しさを想像することが出来る。先頃東京では突如として數多の落雷があつて、大切な官廳の焼失を見たのであつたが、一朝敵の空爆を受けたとしたら落雷どころの騒ぎではないのである。「海を制する者は世界を制す」と云ふのは既に昔の夢物語りで「空を制する者は世界を制す」といふ空の時代になつた今日、國防は將に空にある。即ち「國防は防空にあり」と云ひたいのである。

◆ガス彈投下

防空が國防の重要な部分を占めてゐる以上、

敵機のガス彈投下即ち防空と防毒とは密接な關係にあるのであつて、毒ガスに對する吾人の智識向上が力説せられる所以も亦こゝにある。

毒ガスの使用は人道上面白くないといふので一、八九九年と一、九〇七年の二回にわたつて開催せられたヘーグでの條約により、更に一、九二二年のワシントン條約及び一、九二五年ゼネバでの條約等でその使用を禁止せられてゐるに拘らず、前の歐洲大戰でも伊エ戰争でも使用せられ特にイタリー軍のエチオピア空爆では四十機がアシヤンギ湖畔に於て、逃げ惑ふ土人の上に又湖上の魚族の上に毒雨を降らせ、無氣味な毒ガス彈は湖の水を毒水と化して一切の人間と動物を塵殺し、湖水も湖岸も死骸で埋めてしまつたといはれてゐる。今回の歐洲戰でもさぞ使用されてゐるであらうし、日支事變に於ても支那軍は度々ホスゲン其の他を使用して皇軍を惱ませてゐるのであつて、國際法では禁止され各國民とも恐怖に襲はれながら各國とも暗黙の間に毒ガスの使用を肯定してゐる現状である。

思はれるのである。

他面この毒ガスはかやうに國際公法によつて使用を禁止せられてゐるのであるが、しかし毒ガスは果して人道上禁止すべきものであらうかどうか。戰爭の目的は敵國人を殺戮することではなくて敵の兵力を長く消耗させればよいのであるが、この點から考へるとダム／＼彈やバクテリア彈等より遙かに被害が少く、その死亡率も僅少であり治療も速かに出来るのであつて、手當さへ適當であれば不具者も作らず建物も破壊せず寧ろ砲彈に比して約十倍も恩惠的であるとも云へる。前歐洲大戰當時、最初に毒ガス鹽素(クロル)が使用された際は八五%の死亡率を示したのであつたが、マスクが相當研究せられた末期に於ては其八倍の毒性あるホスゲンを

用ひても六%の死亡率であつた事實があり、伊エ戰争に於けるエチオピア軍の被害が甚大であつたのはその防毒法が不備であつたによるものと考察せられる。今回の事變に當つても日本軍の毒ガスによる被害が皆無といつてよいのは防毒の方法が完備してゐる結果によるものと考へられるのであるが、この點から云つても毒ガスに對する國民の智識の向上が如何に重要であるかゞわかる。

◆毒ガスの性状と處置法

「毒瓦斯の防ぎかた」については本報第四十六號第四十八號第五十一號の三回に亘つて記したから参照されたいと思ふが、今回は現在多く使用せられる毒ガスの個々の性状、並びに處置法について、その要項を表示することとする。

區別	名稱	作用時ノ形態	特臭	耐水性	持續性	效力限界 (一立方米空氣ノ中)	生理作用	防毒劑	消毒劑
鹽素	氣體	刺戟臭	溶解	一時性	三グラムノ濃度 デ三十分死	呼吸器系	活性炭、水	次亞硫酸ソーダ液、	

性ミヤシク		スガ性涙催				スガ性息		
青化砒素 チフェニル チフェニル	鹽化砒素 チフェニル	鹽化アセト フエノン	鹽化ビク リン	青鹽化ベ ンシル	臭化ベン ジル	チホスゲン	ホスゲン	臭素
固体	固体	固体	液体	固体	液体	液体	氣體	液体
桃油臭 クエン	刺戟臭性 青草臭	刺戟臭性 芳香性	刺戟臭性 胡椒臭	刺戟臭性 芳香性	芥子臭性 芳香性	腐敗堆 肥臭	腐敗堆 肥臭	刺戟性 惡臭
耐水	耐水	耐水	耐水	耐水	耐水	分解	分解	溶解
一時性	一時性	又ハ半 持久性	一時性 又ハ半 持久性	一時性 又ハ半 持久性	一時性 又ハ半 持久性	一時性	一時性	一時性
濃度デ致死 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ	濃度デ一分 以上ニ難シ
發ヒシムリ濾過ス	鼻及咽喉 ノ粘膜炎	害ヲ起ス	一時著シ キ視力障 害ヲ起ス	一時著シ テ催涙シ	眼ノ粘膜炎 ヲ刺戟シ	死ニ至ラ シム	ニ障害ヲ 與ヘ窒息 死ニ至ラ シム	統ニ作用 シテ肺臟 灰ノ混合
換氣	苛性アルカリ液	熱醋酸ソ ダ液	酒精性、強アンモ ニア水	熱酒精性、苛性アル カリ液	熱酒精性、苛性アル カリ液	過酸化ソ ダ液、苛 性ソダ液	ウロトピン、過酸化 ソダ、苛性カリ、 苛性ソダ液、水	乾性油(アマニ油、 大豆油、桐油)

スガ性毒中		スガ性爛糜		スガ
一酸化炭素	青酸	ルイサイト	イペリット	アダムサイ
氣體	液体	氣體又 ハ液体	氣體又 ハ液体	固体
無	桃油臭 クエン	ダミ臭 ウム又 ハラニ	芥子臭	無臭
耐水	分解	分解	耐水	耐水
一時性	一時性	持久性	持久性	一時性
濃度デ致死 以上ニ難シ	濃度デ致死 以上ニ難シ	濃度デ三十 分致死	濃度ニテ三十 分致死	濃度デ一分 以上ニ難シ
中毒致死	神經系統 又ハ血液 ニ作用シ	侵ス	呼吸器ヲ 灰ニテ吸 收ス	皮膚ヲ糜 爛シ、活 性炭、ソ ーダ石
換氣	化性アルカリ液 カメレオン液	液性アルカリ液	晒粉、カメレオン 液	晒粉、カメレオン 液



本年の夏秋蠶豫想掃立數量

本縣に於ける昭和十五年九月一日現在の夏秋蠶豫想掃立數量は、黃繭種の掃立はなく白繭種

のみで
總數一、〇〇九、〇五〇グラム
であつて、之を前年の夏秋蠶掃立實數量六九四、七八六グラムに較べると三一四、二六四グラム(四割五分二厘)を増し、前五ヶ年平均の夏秋蠶掃立數量一、一七四、六五三グラムに比すれば

一六五、六〇三グラム(一割四分一厘)の減少である。
 而して以上の如く前年に較べて掃立數量増加の豫想を見たのは前年は早害のために掃立が僅少であつたためであつて、本年の氣候は概ね適順で桑樹が伸長し、良質な桑葉が豊富であつたからである。

尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	豫想掃立數量		前年夏秋前年掃立實量	
	白繭種	黃繭種	數量	増減
總數	〇〇九、〇五〇	〇〇九、〇五〇	六四九、七六六	三四、二八四
鳥取市	一一、八六〇	一一、八五〇	一〇、八三〇	一、〇二〇
米子市	六五、三〇七	六五、三〇七	三三、三三〇	四、〇七七
岩美郡	三六、〇二九	三六、〇二九	三三、八二八	一、二〇一
八頭郡	五、〇五二	五、〇五二	五、五九	五、四三
氣高郡	八、九〇一	八、九〇一	六、二七七	一、九二四
東伯郡	三七、五九五	三七、五九五	三〇、九二五	六、三三〇
西伯郡	三六四、四八八	三六四、四八八	一九四、八三三	一六九、六五五
日野郡	一九、八三六	一九、八三六	一八、四二四	一、四一四

飼料肥料不足と草刈大會



事變勃發以來茲に四年、今や我が國は光輝ある紀元二千六百年に際會し、東亞の盟主として世界歴史の大轉換期に對處しつゝ、東亞新秩序の建設といふ未曾有の聖業完遂の爲に、外には兵を大陸に派し内には官民協心戮力、凡ゆる艱難を克服して其の目的達成に邁進しつゝあるのであるが、大規模の戦闘が長期に亘るに従つて戦争に伴ふ物資の消費は夥しい額に上り、一方國際收支の改善上國內物資の第三國への輸出も敢行する結果、各種物資の需要は益々増大するに至つて、國內の生産力は愈々擴充を要求されて來た。

政府は曩に重要農林畜水産物増産計畫を樹て

極力之が對策を講じて來たのであるが、その後情勢はこれ等の重要農林畜水産物増産上必要缺くべからざる飼料肥料の供給を不圓滑ならしめた爲、この儘の状態ではこの増産計畫の完全な遂行を澁滞せしめるばかりでなく、引いては國家食糧經濟をも不安ならしめる虞さへあるに至つたのである。

この原因については勿論第三國よりの輸入の制限、早害其の他不可抗力による圓ブロックよりの供給減、或は國內の生産減等によるのであるが、之を半面から見れば近來我が國の農家が餘りに購入飼料肥料に依存する傾向を高め、自給飼料自給肥料の増産確保に對する努力を怠り勝であつた結果であるとも考へられるのである。我が國に於ては古來「草刈り」なる習慣があつて、これが重要な飼料肥料の給源となつてゐたのであるが、農家は事變前の購入飼料、購入肥料の容易な獲得に狎れ、稍もすればこの「草刈り」の美風を害ふ傾向に至つたことは、甚だ遺憾と云はねばならぬ。

今我が國に於ける牧野、耕地、河川、堤塘、道路及び鐵道沿線等に於ける産草を調査すると、生産額は年約一千五百萬觔、價格に見積ると假りに一匁十圓としても約一億五千萬圓の巨額に達するのである。これを粗飼料として家畜に用ひて購入飼料節約に資し、なほ一度家畜を通した排泄物や殘物を堆積して肥料とすれば、再び相當量の購入肥料を節約することが出来るのである。即ち現下農村に於て最も苦痛を嘗めて居る飼料肥料の入手難に對する打開の途は案外近きにあるのである。吾々は此の際「草刈り」が一層全國に普及徹底して、山野に叢生する生草を出来るだけ多く刈り取つて家畜の飼料とし、更に其の排泄物や殘物を堆積して肥料として用ひ天惠資源の飼料肥料二重活用を圖り、購入飼料肥料の節約に拍車をかける必要があるのである。近年、我が國農道精神の高揚を念願する農民講道館主催の下に全日本草刈選手權大會を開催し、本年は八月五日を以て第三回競技會が行はれて、各府縣はもとより遠く樺太朝鮮よりも參

集し、本縣からも選手を派遣して青年部は綜合順位十八位を、壯年部は二十二位の成績を得たのであつたが、全体的にその選手の活躍振りも日本農道精神の下に終始堂々たる態度であつたことは、眞に銃後農村に於ける中堅戦士として頼もしき限りであつたと云はれてゐる。

殊に青年部の一位を得た静岡縣代表選手、二位を得た長野、秋田兩縣選手等、その沈着な刈り振りと刈跡、束ね方の良好であつたこと、更に壯年部に至つては一層眞剣味の充實したもので、選手諸君の命懸けな努力熱意に對しては思はず目頭の熱くなる感動を覺えたこと云ふ。中でも宮城縣の代表選手は脚胼、手甲、草鞋がけのいで立ちで脚下を荒縄で縛つて出場した姿は郷里の山に草刈りに行く恰好その儘で、而も競技開始と同時に、實に落ち着き拂つて丹念に刈り進み、或は悠々と鎌を磨ぎ、黙々として刈跡を片付け結束する等威に堪えぬものがあつたが、果せるかな綜合審査の結果は草量と云ひ刈り跡と云ひ束ね方と云ひ夫々最高點を占めて優勝し

長野、群馬も實に堂々たる不撓不屈の農道精神と優れた技倆が認められて第二位を得たことは、萬古不易の確固たる我が國農道を具現するものとして快哉を叫ばしめるものがあつたと云ふ。

又全体を通じて出場選手それらの縣民性がよくあらはれて、鈍重だが持久力に富む者、一氣呵成に最初は極めて元氣だが粘りの足らない者等色々であつたが、体格とも大いに關係があつて概して胸の厚いガツシリした体格の者が成績が良いやうであつたと一審査員の言はさもこそ思はれる。

抑々この草刈選手權大會は、全國的に「草刈り」を奨励する爲の一つの國民運動であると共に、飼料肥料不足問題に對する一つの回答である。赤銅色に日焼けのした鉢巻姿で「草刈り」をする農夫の姿は正に銃を鎌に替へた戦士の敵前作業である。飼料不足、肥料不足と云ふ大敵を撃破する爲には、全國の農民が山野に河川に堤塘に、その戦線を擴大しなければならぬのであ

る。

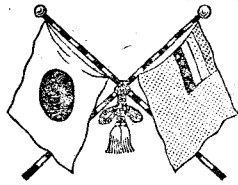
今日の我が國の畜産界に於ける當面の問題として、大いに反省を要する點は前にも云ふやうに高度に購入飼料に依存して來た特性を極力制壓して、自給飼料の増産に其の方向を轉換せしめることである。養鶏、養豚のやうに濃厚飼料を主とするものにはやむを得ぬが、牛、馬、羊等は其の習性の上から見ても、將又經濟上から考へても粗飼料を多量に給與すべきであつて、斯かる家畜に對しては休養時に於ては粗飼料を與へ、勞力、生産等の程度に應じて夫々濃厚飼料を添加することが家畜飼養の要諦と考へられるのである。

飼料の知識は日進月歩する。新飼料資源の研究、飼料利用方法の研究等は間斷なく行はれつゝある。従つて將來豫想だもしなかつた新飼料の出現も可能であり、新たな利用法の考案も可能であらう。然し現在既に取上げられてゐる飼料或は利用方法等の中に、極めて重要なもの存することを強調せねばならぬのであつて、野

草の利用の如きは其の顯著な一例と云ふべきである。かかる天恵の飼料資源を有効に活用することこそ戦時下に於ける重要問題であると云はねばならぬ。夏の青草、冬の乾草、この粗飼料を増産することによつて濃厚飼料の不足を補ひ引いては肥料不足をも補ふことこそ、東亞新秩序建設の荊の途を開く國民の責任であらう。

「草刈り」のことについては屢々本報にも記して各位の奮起を促したことであり、且つ本年は既に其の時期を終つて明年度の事業となるのであるが、草刈につれてその厩肥の堆肥化を行ふためには實際的な種々な計畫も必要である。茲に再び記して購入飼料肥料の抑制と天與の資源利用に對する農業實際家各位の蹶起を切に希望する次第である。

x x x



第八次依吉密

開拓團員募集

本縣に於ては北安省慶城縣依吉密開拓團に入植すべき第八次開拓團員を左記に依り募集することとなつたが、此の開拓團は他の開拓團に較べて斷然土質が良く而も各種の條件に恵まれてゐて、目下同團に於ける入植人員は山口縣島根縣人四十名、本縣人が四十名で丁度半分を占めてゐる。

同團は田昇驛より一里半、面積二萬町歩、地味極めて肥沃で水質は北滿一と稱せられてゐる程であつて、本縣の如き一戸當りの耕地反別平均僅か八反八畝と云ふやうな狭少な土地に執着せず、沃野の涯なき北滿の地で思ふ存分に鋤を振り、或は其の他の仕事に従事して新興滿洲國

の開拓に當ることは東興建設の見地から、又一身一家子孫の生活安定の上から洵に有意義なことである。

應募資格は徴兵検査がすんでから凡そ四十五歳までの者であつて、現在農耕に従事してゐる者、又は農業に充分經驗のある者を第一とされてゐるが、身体強健、志操亦堅固な者であれば他職業の人と雖も差支へはないのである。

殊に大工とか木工、左官、桶屋、蹄鐵工、看護、技術者、自動車運轉手等の入植は特に要望されてゐる。併し呼吸器病神経系疾患、脚氣等のある者は應募資格がない。

尚ほ詳細は本報第五十六號、及び第六十四號を参照せられたい。

- 一 應募締切期日 九月末日限り
- 二 詮衡 期日 十月五日
- 三 合格者 訓練 十月十日より一ヶ月間 (縣立修練農場にて)
- 四 入植豫定期日 十一月中旬頃



保育紙芝居特別頒布

近時簡易な國民教化・銃後後援の機關として教育紙芝居の利用は益々有意義なものと認められ、その利用範圍は漸次擴大されつつあるが、特に農繁期に於ける農村託兒所即ち季節保育所方面に於ては、いとけない子供達のためにこの紙芝居の利用は甚だ有効であらうと思はれる。今回日本教育紙芝居協會では、次の要項によつて保育紙芝居の特別頒布をすることとなつてゐる由であるが、時節柄機宜を得たものと思はれるのでこゝに紹介して置く。

一、特別頒布作品
六種一組であつて各十六枚——二十四枚(但し寫真ニユースは十枚)大きさは新聞紙四ツ切大。

1 「トホメガネ」みんな仲よく遊びませう

2 よく言ひつけを守る子供
3 「カカシノクンシヨウ」稲みのもる田圃で手傳ひながらあそぶ子供達
オフセット美術印刷

4 「赤い花と青い海」美しいたのしい子供の爲の作品

5 幼兒の爲の色々なニユース……寫真色刷
6 「カラダラツヨク」……塗繪の紙芝居
かうしたねらひを内容として、子供らしい表現をとり、不知不識の間に興味の中に生活を指導するやうに作られてゐる。

二、頒布價格 六種一組 金拾圓(送料共) 「保育と紙芝居」その取扱方添付

三、頒布時期 十月初 一組一度に送附
四、申込の方法 九月末日迄に申込用紙又はハガキで申込のこと。前金不要、代金引換希望者はその旨記載のこと。

五、代金拂込 豫約申込に對し、作品完成と同時に通知があるから其の際直に送金のこと
六、舞台其他 特に舞台入用の向には標準型舞台 四圓五十錢(送料別) 標準型特製舞台(幕附)八圓が用意せられてゐる。

七、申込先 東京市神田區一ツ橋 教育會館内
日本教育紙芝居協會
尚ほ右の外一般作品入用の向は別に同協會に照會のこと。



文部省推薦圖書紹介

- ◇ 南洋の華僑 南洋協會編
(南洋協會發行―東京市麴町區丸の内三ノ六 定價二圓)
- ◇ 結核 松田道雄著
(弘文堂書房發行―東京市神田區駿河台 定價五十錢)
- ◇ 物の經濟はどうなるか 岡崎文勳著
(東京朝日新聞社發行―東京市麴町區有樂町二ノ三 定價三十五錢)
- ◇ 大宇宙の旅 ジョーンズ著
村上忠敬譯
(恒星社發行―東京市芝區南佐久間町二ノ四 定價二圓八十錢)
- ◇ 巡禮 島崎藤村著
(岩波書店發行―東京市神田區神保町二ノ三 定價一圓七十錢)
- ◇ 概観維新史 維新史料編纂事務局編
(明治書院發賣―東京市神田區美土代町 特價二圓八十錢)
- ◇ カミサマノオハナシ ツノ二 藤田美津子著
(赤橋幼稚母の會發行―大阪市住吉區相生通二ノ三二 定價ソノ二 二圓六十錢
ソノ一 二圓四十錢)
- ◇ 銃後童話讀本 童話作家協會編
(金の星社發行―東京市港草區小島町一ノ二七 定價一圓)
- ◇ 新選童話五年生 小出正吾著
(童話春秋社發行―東京市日本橋區通三ノ五 定價九十錢)
- ◇ ビーター少年 キングストス著
清水暉吉譯
(東京朝日新聞社發行―東京市麴町區有樂町二ノ三 定價一圓五十錢)
- ◇ 廣介童話名作選 濱田廣介著
(羽田書店發行―東京市日本橋通二ノ二 定價一圓五十錢)
- ◇ 美しき世界 ポーター女史著
野上彌生子譯
(中央公論社發行―東京市麴町區丸の内二ノ三 定價一圓七十錢)

昭和十五年九月廿七日印刷
昭和十五年九月廿七日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣高都大寺古海支所